

神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年6月28日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県規則第 号

神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（平成14年神奈川県規則第43号）の一部を次のように改正する。

附則第7項中「令和元年7月1日から令和4年6月30日までの間は」を「当分の間」に改める。

附則別表ほう素及びその化合物の項中

電気めっき業（乙水域に排水を排出するものに限る。）	30
温泉を利用する事業所	500

を

温泉を利用する事業所	300
------------	-----

に改め、

同表ふっ素及びその化合物の項中

電気めっき業（乙水域に排水を排出するものに限る。）	15
昭和49年12月1日において現に湧出している温泉（自然に湧出しているもの（掘削により湧出させたものを除く。以下同	30

を

じ。)を除く。)を利用する事業所	
------------------	--

」

昭和49年12月1日において現に湧出している温泉（自然に湧出しているもの（掘削により湧出させたものを除く。以下同じ。）を除く。）を利用する事業所	30
--	----

に改め、

」

同表中備考1を削り、備考2を備考とする。

附 則

この規則は、令和4年7月1日から施行する。